

日本が成長戦略として、パイを拡大するための、交易条件獲得に向けて

日本創成のための成長戦略 基本法

日本の経済ハブ戦略

草 案

——日本の TPP(環太平洋パートナーシップ)参画と復興 への国家戦略へ——

— The national strategy for Japan to Participate in the Trans-Pacific Partnership and revitalize the economy —

2010 年 3 月 改訂版

日本の経済ハブを推進する議員会合

会長	野田佳彦 財務副大臣
幹事／草案作製	鈴木浩二 総合プロデューサー
顧問	唐津 一
	石原信雄 元官房副長官

「日本の経済ハブ戦略」——『日本創成のための成長戦略 基本法』 草案

第一章 総則

法整備の理念、目的、狙い、力点、
国と自治体の役割

第二章 基本的施策

実行すべき柱となる施策項目

第三章 日本創成のための成長戦略 基本計画

日本創成戦略本部(日本の経済ハブ推進議連より移行)は、経済ハブ化の推進に関する基本的な計画(日本創成基本計画)を作成しなければならない。
同計画内に、方針と具体的な施策を示し、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定める。

第四章 日本創成戦略本部(日本の経済ハブ推進議連より移行)

同本部を、内閣に設置する。
本部長は内閣総理大臣とする。

第五章 経済ハブ推進に関する法制の整備

政府は、経済ハブ推進に係る国内規制の改正、及び経済ハブ推進に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。
(既存法の改正・廃止を含む。)

前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進、及び経済ハブ推進に伴う内需拡大(民間におけるビジネスチャンスの拡大)に資するよう行われるものとする。

附則

施行期日
既存関連組織の見直し等について

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、世界の環境・金融に絡む影響が瞬時に及ぶなどグローバル化が急速に進展していることに伴い、我が国における経済ハブ推進の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の理念を踏まえ、とりわけ2008年の世界金融危機後に我が国とのべき国際社会の中での行動と役割に配慮しつつ、我が国の経済ハブを推進するため、経済ハブ推進に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに日本創成基本計画の作成について定めるとともに、日本創成戦略本部を設置すること等により、経済ハブ推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界経済の安定と成長に貢献することを目的とする。

(良好な交易条件の確保)

第二条 経済ハブ化推進は、日本が成長戦略として必要とする、人、エネルギー資源のみでなく、モノ(コンテナ、カーゴ、資材等)、投資、知識資源、サービス資源の獲得等、良好な交易条件を確保することによって、国益となるパイを拡大することを最大目標とする。その活動は、WTOをはじめとする国際協定その他の国際約束の定めるところに従い、かつ日本国憲法の理念にのっとり、行われるものとする。

(国民の生活水準の向上)

第三条 経済ハブ化推進は、良好な交易条件の確保による物流・生活コストの低減を目指し、国民の生活水準の安定と向上、内需拡大に資するよう行われなければならない。

(産業・国際競争力の強化)

第四条 経済ハブ化推進は、投資を含む経済活動の自由な移動の保障等により、我が国の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、新しい産業を創出し、もって我が国産業の振興と内需拡大、新しい雇用の創出に資するよう行われなければならない。

(世界経済の安定と成長)

第五条 経済ハブ化推進は、世界のグローバル化の進展にかんがみ、我が国が世界第二位の経済大国として国際標準にのっとり、あるいは率先してこれを形成する役割を担い、世界経済の安定と成長に資するよう行われなければならない。

(国際協力等)

第六条 経済ハブ化推進は、WTO、APEC、ASEAN地域協定をはじめとする枠組みづくりの中での外交、他国政府との協調等を積極的に推進することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。

(環境への配慮)

第七条 経済ハブ化推進の目標である、知識資源、投資等の集約と利用による新エネルギー開発、環境ビジネスの推進を促し、また環境への配慮のために、既存ある社会資本ストックの有効な活用と、それらへの効率的な運営への改善を常に目指さなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第二条から前条までに定める経済ハブ化推進に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、経済ハブ化推進に関する総合的な施策を策定し、既存法の改定を含めて実施する責務を有する。

(地方公共団体の推進における主体性)

第九条 地方公共団体は、当基本理念にのっとり、目標である地域の強化、雇用の創出と拡大、生活の安定化に向け、その推進の主体者として経済ハブ化推進を行う責務を有する。また、国の施策との適切な役割分担を踏まえて、地域の産業の強化と、市民の生活の安定と向上に資するよう努めなければならない。

(国際連携の強化)

第十条 国は、アジアにおける経済ハブ中枢機能を有する先進地域の政府並びに民間事業者等が相互に連携を図りながら協力することにより、我が国経済ハブ化の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、経済ハブ化推進に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(行政組織の整備等)

第十二条 国は、経済ハブ化推進に関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

第二章 基本的施策

(内需拡大に向けた経済ハブ化推進による新しい市場創出と雇用創出)

第十三条 国は、2008年の世界金融危機後において、日本経済を革命的に活性化する方策として経済ハブ化推進を位置付け、5年間で100兆円の新規市場創出と300万人の新規雇用創出を目標としての、総合的な施策の体系化と実行を可及的速やかに講ずるものとする。

(対内直接投資の促進と拡大)

2 国は、経済ハブ化推進に伴い、GDP比に占める対内直接投資比率を、現在の2.5%から、先進諸外国での最低数値である10%まで高めるために必要な措置を講ずる。

(ハブ・ビジネスの強化)

第十四条 国は、物流・生活コストの低減化、エネルギー資源・資材の確保、外交力を含めた良好な交易条件の確保を最大目標として、港湾・空港・通信等のハブ・インフラへの戦略的重點投資と運営効率化を行うとともに、人・モノ・サービス・投資・知識資源、エネルギー資源を我が国に集約し、後背地への産業化を促すために、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、ハブ化推進に向け、港湾での戦略的実施目標を、5年内に1000万TEUsの中継コンテナの新規獲得を目指し、トランシップ率を現在の3.8%から40%に拡大させるために、第三十四条ほか必要な施策を講ずる。

3 国及び地方公共団体は、空港におけるハブ化推進においても、港湾での戦略的な枠組みに準じてトランジット率を拡大させるなど、具体的な成果を獲得するために、第三十四条ほか必要な措置を講ずる。

4 国及び地方公共団体は、港湾・空港におけるハブ化強化のための戦略的な方策として、政策立案及び規制と、運営(荷役業務及び施設運営)を分離させるとともに、その経営効率をハブ化に先行する先進国の国際標準レベルまで押し上げるために必要な施策を講ずる。

(世界を牽引する産業のビジネス・ハブ化促進)

第十五条 国は、前条に述べるハブ・インフラの機能拡充に伴い、我が国の産業特性を活かしつつ、我が国を、世界を牽引する産業分野(①医療・バイオ、②環境ビジネス、③新エネルギー開発、④観光ビジネス、⑤教育、⑥金融センター、⑦コンテンツ産業、その他)における質重視のビジネス・ハブ(First World Ecology Hub)とさせるために、必要な施策を講ずるものとする。

(経済ハブ・サービス・ビジネスの強化)

第十六条 国は、我が国の経済ハブ化促進を支える各種サービス事業の重要性にかんがみ、民間における経済ハブ化促進に伴う事業活動(国際標準に則った弁護士・弁理士、会計事務所、通訳・翻訳、人材育成・派遣等の各種ビジネス支援サービス、生活支援サービス等を含む。)を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(国内外の民間投資の集約による新産業創出と、そのための優遇措置)

第十七条 国及び地方公共団体は、内需拡大と雇用創出のために、経済ハブ化推進によって、国内外の民間投資の集約と利用からなる新しい産業・事業の創出(①製造業・小売・サービス業、中小企業への投資と共同開発、②海外の中小を含む起業家の導入、国内起業家への成長支援)、及びハブ拠点の後背地開発への、各種規制の見直しと、各種の優遇措置を講ずるものとする。

(あらゆる業種・業態の参画機会の保障)

第十八条 国は、第十四条から前条までに定める施策を行うにあたり、遅滞のない内需拡大と雇用創出のために、国内事業者においても、海外資本・事業者においても、限ることのないあらゆる業種・業態から新しい産業創出に参画できる機会を提供し、成長へのインセンティブ提供(対象となる産業を記述、別紙)を行うものとする。

(経済ハブ化推進に伴う各種規制の見直しと優遇措置の提供)

第十九条 国は、経済ハブ化推進に伴い、地域・国の経済ハブ化強化に向けた各種の規制緩和、制度保障、慣行の是正を講ずるものとする。

- －港湾荷役業、海運業、空港・航空事業、放送通信事業等における外資参入規制の緩和・廃止、
 - －港湾・海上運送、港湾整備、倉庫・鉄道・貨物・自動車運送 等の物流施策への各種規制の見直し、
 - －港湾荷役における事前協議制度等の慣行の廃止、
 - －国際海事機構その他のハブ化に関する国際機関が定める国際標準に準じての規制の緩和・廃止、
(特に海事局所管の規制、入出港手続等)
 - －関税法、検疫法、公有水面埋立法、都市計画法、建築基準法等の見直し、用地規制緩和、
 - －外為法上の審査手続きの簡易化、
 - －専門技術・技能保有者への入国審査手続きの簡易・迅速化 等
- また国は、経済ハブ化推進に資する税制を含む優遇措置のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 地方公共団体は、経済ハブ化推進の主体者として、我が国の経済ハブ化を阻む港湾荷役業、海運業、空港・航空事業、放送通信事業等における各種規制の緩和・廃止と優遇措置の提供、税制を含む優遇措置のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、経済ハブ化強化のために、港湾情報システムにおける、国際標準の採用、規格・言語等の技術的なインターフェイスの確保、通関業務を含む各種申請手続き等の効率化に向けて、必要な措置を講ずるものとする。

(海外からの投資家・起業家・就労者のためのセキュリティ・インセンティブの整備)

第二十条 国は、経済ハブ化推進に伴い我が国への移動が想定される、海外からの投資家、起業家、就業者とその家族のための、人権、出入国、居住、教育、就労、保険、福利厚生、治安その他にかかるセキュリティ・インセンティブを提供するために必要な施策を講ずるものとする。
また、就業上の効率性と安定した生活インフラの提供に資するために、行政文書等への英語での記載認可、外国学校法人による学校設立の認可、外国の医師、薬剤師、調理師、介護福祉士等の資格審査・取得要件の緩和を講ずるものとする。

- 2 国は、イ)あらゆる基準・認証における国際標準の採用、ロ)関税手続き、ハ)規制緩和、二)人材養成、木)技術保障、ヘ)情報への自由なアクセス、ト)市場及び資金調達への自由なアクセス、チ)紛争仲裁 等への制度保障に向けて必要な施策を講ずるものとする。

(海外からの投資家・起業家・就労者のための特恵地域の検討)

第二十一条 国は、第二十条に定める施策を先行して実行する地域として、国内中核都市への特恵地域(経済ハブ・シティ／エンタープライズ地域)の設定についても検討を行うものとする。

(国際協力の推進等)

第二十二条 国は、人、モノ、投資、サービス、知識資源その他の移動の自由化の分野において、我が国との国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、経済ハブ化促進に関する国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国との経済ハブ化促進に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全)

第二十三条 国は、環境との調和に配慮した経済ハブ化推進を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、経済ハブ化推進と並行して地球環境を保全するための国際的な連携を確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第二十四条 国は、経済ハブ化推進のため、経済ハブ化に先行する海外政府、海外民間事業者、及び経済ハブ化に関連する国際機関等と緊密な連携協力を図りながら、経済ハブ化促進に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第二十五条 国は、国民が広く経済ハブ化推進に関する理解と関心を深めるよう、経済ハブ化推進に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済ハブ化推進に関する情報の管理)

第二十六条 国は、経済ハブ化推進の特性にかんがみ、経済ハブ化推進に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 経済ハブ化推進基本計画

第二十七条 経済ハブ化推進戦略本部は、経済ハブ化推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、経済ハブ化推進に関する基本的な計画(以下「経済ハブ化推進基本計画」という。)を作成しなければならない。

- 2 経済ハブ化推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 経済ハブ化の推進に関する基本的な方針
 - 二 経済ハブ化推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
 - 三 前二号に定めるもののほか、経済ハブ化推進に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
- 3 経済ハブ化推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 4 経済ハブ化推進戦略本部は、よりグローバルな視点から実効性のある計画づくりを目指すために、第一項の規定により経済ハブ化推進基本計画を作成するときは、英文図書を並行して作成して開示し、経済ハブ化に先行する海外政府、民間事業者より広く助言を得てその内容を計画に反映させるものとする。
- 5 経済ハブ化推進戦略本部は、第一項の規定により経済ハブ化推進基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 経済ハブ化推進戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 経済ハブ化推進戦略本部は、経済ハブ化推進の進展の状況、政府が経済ハブ化推進に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、経済ハブ化推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。

- 8 政府は、経済ハブ化推進基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 経済ハブ化推進戦略本部

(設置)

第二十八条 経済ハブ化推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、経済ハブ化推進戦略本部(以下「本部」という。)を置く。
——国家戦略局での優先戦略として検討

(所掌事務)

第二十九条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経済ハブ化推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、経済ハブ化推進に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に関すること。

(組織)

第三十条 本部は、経済ハブ化推進戦略本部長、経済ハブ化推進戦略副本部長及び経済ハブ化戦略本部員をもって組織する。

(経済ハブ化推進戦略本部長)

第三十一条 本部の長は、経済ハブ化推進戦略本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(経済ハブ化推進戦略副本部長)

第三十二条 本部に、経済ハブ化推進戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官(もしくは国家戦略局担当相)及び 経済ハブ化推進担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、経済ハブ化推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(経済ハブ化推進戦略本部員)

第三十三条 本部に、経済ハブ化戦略本部員(以下「本部員」という。)を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(経済ハブ先進国政府との最高機関の創設と、海外民間事業者を含む定期会議)

第三十四条 本部は、日本の経済ハブ化推進を確実に果たすために、アジアにおける経済ハブ中枢機能を有する海外政府と、日本政府の間において、戦略的な方策を立てるための最高機関の創設を行うものとする。

- 2 本部は、アジアにおける経済ハブ中枢機能を有する先進地域の政府並びに民間事業者からの参画を得て、定期的な戦略会議を行い、我が国の経済ハブ化の効率的な推進に反映させるものとする。

(資料の提出その他の協力)

第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第三十六条 本部に関する事務は、内閣官房(もしくは国家戦略局)において処理し、命を受けて内閣官房副長官補(もしくは国家戦略担当相補)が掌理する。

(主任の大臣)

第三十七条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 経済ハブ化推進に関する法制の整備

(経済ハブ化推進に関する法制の整備)

第三十九条 国及び地方公共団体は、経済ハブ化推進に係る国内規制の改正、及び経済ハブ化推進に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。(既存法の改正・廃止を含む。)

- 2 国及び地方公共団体は、経済ハブ化を妨げるあらゆる分野の慣行を改め、制度の見直しを図らなければならない。
- 3 前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進、及び経済ハブ化推進に伴う内需拡大(民間におけるビジネスチャンスの拡大)に資するよう行われるものとする。

(経済ハブ化推進基本法を上位法とするカジノ法制化)

第四十条

経済ハブ化に先行する先進国や地域が対内投資の対象としてカジノ法制化を行っていることから、我が国のカジノ法制にあっては、本法(経済ハブ化推進基本法)を上位法とし、特に前述の第十六条、第十七条、第十八条、第二十九条、第三十四条にのっとり、経済ハブ化推進に伴う海外からの優良な投資の集約と利用のための対象として位置付け、国民世論の理解を得て、本部の所掌事務として法制化を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等)

第二条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(特殊法人、独立行政法人に関する見直し)

第三条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方などへの検討による、無駄のない効率的な運営を目指すために、国の港湾及び空港に関する特殊法人、独立行政法人等の外郭団体への見直しを行うものとする。

(経済ハブ化推進に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の見直し)

第四条 政府は、経済ハブ化推進に関する施策を総合的かつ一体的、効率的に推進するために、行政組織の在り方等について必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、経済ハブ化推進に伴う港湾・空港への戦略的な重点投資を優先、無駄のない効率的な運営を目指すために、国の出先機関である地方整備局港湾空港部への見直しを行うものとする。

(港湾・空港特別会計の見直し)

第五条 政府は、港湾及び空港に関する特別会計について、見直しを行うものとする。

【 法律公布時に署名する大臣 】(憲法第 74 条)

(国土交通大臣、経済産業大臣、財務大臣、総務大臣、外務大臣、環境大臣、内閣総理大臣連署)